

田上町社会福祉協議会 地域活動スタート応援助成金要綱

1. (目 的)

地域の支え合いの仕組みづくりを促進するために、身近な地域において住民同士の福祉課題の解決に向けた活動の支援を目的とする。

2. (助成対象団体)

田上町内の自治会及び地域福祉活動団体

3. (助成対象とならないもの)

次に掲げるものは助成の対象としない。

- ・国及び地方公共団体が経営するもの
- ・構成員の互助共済を目的とする事業
- ・営利を目的とする事業
- ・経営の状況が地域から信用されていない団体

4. (対象事業及び助成額)

(1) 対象事業

住民主体の助け合い活動を立ち上げる、または立ち上げから3年未満の団体に対する活動基盤の整備費を助成する。

- ・高齢者世帯等の見守り活動や防犯活動
- ・除雪やゴミ出し等の生活支援活動
- ・住民が参加する集いの場・通いの場の活動

(2) 助成額

助成額は1団体 50,000 円を上限とする。

5. (助成申請)

助成金を受けようとする団体の代表は、助成金申請書及び関係書類を添付し、定められた期限までに会長に提出するものとする。

6. (交付決定)

社協は、助成金の交付申請があったときは、申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し助成金を交付する。

7. (実績報告)

助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象年度の定められた期限までに助成金実績

報告書及び関係書類を添付し、会長に提出しなければならない。

8. (助成事業の変更)

助成決定後、指定した事業を止むを得ざる事情により変更をしたいときは、事前に「変更申請書」を提出すること。

9. (助成金の停止または返還)

助成団体が事業を中止し、廃止又は交付条件に違反したときは、助成の停止、減額または返還を命ずることができる。

10. (その他)

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日より施行する。